

○障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則

平成24年3月30日

規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）並びに児童福祉法（昭和22年法律164号）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）に定めるもののほか、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「事業者」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(平25規則28・平30規則29・一部改正)

(用語)

第2条 この規則における用語の意義は、障害者総合支援法及びこれに基づく命令並びに児童福祉法及びこれに基づく命令に定めるところによる。

(平25規則28・一部改正)

(指定の通知等)

第3条 市長は、障害者総合支援法施行規則第34条の59第1項及び児童福祉法施行規則第25条の26の6第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の指定の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所又は施設の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

(平 2 5 規 則 2 8 ・ 平 3 0 規 則 2 9 ・ 令 8 規 則 3 2 ・ 一 部 改 正)

(指 定 の 更 新 の 通 知 等)

第 4 条 前条の規定は、事業者の指定の更新について準用する。この場合において、同条第 1 項中「障害者総合支援法施行規則第 3 4 条の 5 9 第 1 項及び児童福祉法施行規則第 2 5 条の 2 6 の 6 第 1 項」とあるのは「障害者総合支援法施行規則第 3 4 条の 5 9 第 3 項及び児童福祉法施行規則第 2 5 条の 2 6 の 6 第 3 項」と、同条第 2 項中「事業者の指定」とあるのは「事業者の指定の更新」と読み替えるものとする。

(平 3 0 規 則 2 9 ・ 追 加 、 令 8 規 則 3 2 ・ 一 部 改 正)

(廃 止 等 の 届 出)

第 5 条 障害者総合支援法第 5 1 条の 2 5 第 3 項及び第 4 項並びに児童福祉法第 2 4 条の 3 2 の規定による届出のうち、事業の廃止、休止又は再開に係るものについては、廃止・休止・再開届出書（別記第 1 号様式）により行うものとする。

(平 2 5 規 則 2 8 ・ 一 部 改 正 、 平 3 0 規 則 2 9 ・ 旧 第 4 条 繰 下 ・ 一 部 改 正 、
令 8 規 則 3 2 ・ 一 部 改 正)

(公 示)

第 6 条 市長は、障害者総合支援法第 5 1 条の 3 0 第 2 項及び児童福祉法第 2 4 条の 3 7 の規定に基づき次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 指定等に係る指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の
名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 指定等に係る事業所の名称及び所在地
- (3) 指定等の年月日
- (4) 指定等に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類
- (5) 事業の主たる対象者
- (6) 事業所番号

(平 2 5 規 則 2 8 ・ 一 部 改 正 、 平 3 0 規 則 2 9 ・ 旧 第 5 条 繰 下)

(業 務 管 理 体 制 の 整 備 等 に 関 す る 事 項 の 届 出)

第 7 条 障害者総合支援法第 5 1 条の 3 1 第 2 項第 2 号及び同条第 4 項の規定による届出は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に

基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（別記第2号様式）により行うものとする。

- 2 児童福祉法第24条の38第2項第2号及び同条第4項の規定による届出は、児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（別記第3号様式）により行うものとする。

（平30規則29・追加、令8規則32・一部改正）

（業務管理体制の整備等に関する事項の変更の届出）

第8条 障害者総合支援法第51条の31第3項の規定による届出は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく業務管理体制の整備に関する事項変更届出書（別記第4号様式）により行うものとする。

- 2 児童福祉法第24条の38第3項の規定による届出は、児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項変更届出書（別記第5号様式）により行うものとする。

（平30規則29・追加、令8規則32・一部改正）

（補則）

第9条 この規則に規定するもののほか、事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（平30規則29・旧第6条繰下・一部改正）

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規則第28号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に第1条の規定による改正前の習志野市障害者自立支援法施行細則、第4条の規定による改正前の習志野市障害児通所支援及び障害児相談支援に関する規則及び第9条の規定による改正前の障害者自立支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則により作成された用紙については、この規則の施行の日以後においても当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用する

ることができる。

附 則（平成 27 年 12 月 28 日規則第 53 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の第 2 条から第 8 条まで及び第 11 条から第 20 条までに掲げる規則により作成された用紙については、この規則の施行の日以後においても当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成 30 年 5 月 10 日規則第 29 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 11 月 30 日規則第 50 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の規定により作成された用紙については、この規則の施行の日以後においても当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

附 則（令和 4 年 3 月 30 日規則第 25 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に、改正前のそれぞれの規則の規定により作成された用紙については、この規則の施行の日以後においても当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

附 則（令和 8 年 4 月 22 日規則第 32 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式(第5条)

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

習志野市長 宛て

所在地
事業者
名称
法人番号
代表者

次のとおり事業の廃止(休止・再開)をしましたので届け出ます。

	事業所番号												
廃止(休止・再開)する事業所	名称												
	所在地												
廃止・休止・再開した年月日		年 月 日											
廃止・休止した理由													
現に指定計画相談支援又は 指定障害児相談支援を受けていた者に対する措置 (廃止・休止した場合のみ)													
休止予定期間		年 月 日 ~ 年 月 日											

(注)

- 1 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。
- 2 再開の日から10日以内に届け出てください。
- 3 廃止・休止の日の1月前までに届け出てください。

第2号様式（第7条第1項）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
業務管理体制の整備に関する事項の届出書

年 月 日

習志野市長 宛て

事業者 名 称
代表者氏名

このことについて、次のとおり届け出ます。

		事業者（法人）番号							
1 届出の内容									
		(1) 障害者総合支援法第51条の31第2項第2号関係（新規）							
		(2) 障害者総合支援法第51条の31第4項関係（区分の変更）							
2 事 業 者	フリガナ								
	名 称								
	住 所 （主たる事務 所の所在地）		(郵便番号 -) 都 道 郡 市 府 県 区						
			(ビルの名称等)						
	連 絡 先		電話番号		FAX番号				
	法 人 の 種 別								
	代表者の職名・ 氏名・生年月日		職 名	フリガナ		生 年 月 日	年 月 日		
				氏 名					
代表者の住所		(郵便番号 -) 都 道 郡 市 府 県 区							
		(ビルの名称等)							
3 事業所名称等 及 び 所 在 地		事業所名称		指定年月日		事業所番号		所 在 地	
		計		カ所					
4 障害者総合支援 法上の該当条文 （事業者の区分）		障害者総合支援法第51条の31（指定特定相談支援事業者）							
5 障害者総合支援 法施行規則第34 条の62第1項第2 号から第4号に基づ く届出事項		第2号	法令遵守責任者の氏名（フリガナ）				生年月日		
							年 月 日		
		第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要						
		第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要						
6 区 分 変 更	区分変更前行政機関名称、担当部（局）課								
	事業者（法人）番号								
	区分変更の理由								
	区分変更後行政機関名称、担当部（局）課								
	区 分 変 更 日			年 月 日					

第3号様式（第7条第2項）

児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

年 月 日

習志野市長 宛て

事業者 名 称
代表者氏名

このことについて、次のとおり届け出ます。

		事業者（法人）番号						
1 届出の内容								
(1) 児童福祉法第24条の38第2項第2号関係（新規）								
(2) 児童福祉法第24条の38第4項関係（区分の変更）								
2 事 業 者	フリガナ							
	名 称							
	住 所 (主たる事務所の所在地)		(郵便番号 ー) 都 道 郡 市 府 県 区 (ビルの名称等)					
	連 絡 先		電話番号			FAX番号		
	法人の種類別							
	代表者の職名・氏名・生年月日		職名		フリガナ 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
	代表者の住所		(郵便番号 ー) 都 道 郡 市 府 県 区 (ビルの名称等)					
3 事業所名称等及び所在地		事業所名称	指定年月日	事業所番号	所 在 地			
		計	カ所					
4 児童福祉法上の該当条文（事業者の区分）		児童福祉法第24条の38（指定障害児相談支援事業者）						
5 児童福祉法施行規則25条の26の9第1項第2号から第4号に基づく届出事項		第2号	法令遵守責任者の氏名（フリガナ）			生 年 月 日		
		第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要					
		第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要					
6 区 分 変 更	区分変更前行政機関名称、担当部（局）課							
	事業者（法人）番号							
	区分変更の理由							
	区分変更後行政機関名称、担当部（局）課							
	区 分 変 更 日			年 月 日				

第4号様式（第8条第1項）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
業務管理体制の整備に関する事項変更届出書

年 月 日

習志野市長 宛て

事業者 名 称
代表者氏名

このことについて、次のとおり届け出ます。

事業者（法人）番号	
変 更 が あ っ た 事 項	
1 法人の種別及び名称（フリガナ） 2 主たる事務所の所在地、電話及びFAX番号 3 代表者氏名（フリガナ）及び生年月日 4 代表者の住所及び職名 5 事業所名称等及び所在地 6 法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日 7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 8 業務執行の状況の監査の方法の概要	

変 更 の 内 容
（変更前）
（変更後）

第5号様式（第8条第2項）

児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項変更届出書

年 月 日

習志野市長 宛て

事業者 名 称

代表者氏名

このことについて、次のとおり届け出ます。

事業者（法人）番号	
変 更 が あ っ た 事 項	
1 法人の種別及び名称（フリガナ）	
2 主たる事務所の所在地、電話及びFAX番号	
3 代表者氏名（フリガナ）及び生年月日 4 代表者の住所及び職名	
5 事業所名称等及び所在地	
6 法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日	
7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	
8 業務執行の状況の監査の方法の概要	

変 更 の 内 容
（変更前）
（変更後）

別記第 1 号様式（第 5 条）

（平 2 7 規則 5 3 ・全改、平 3 0 規則 2 9 ・令 4 規則 2 5 ・一部改正、令 8 規則 3 2 号・旧第 3 号様式繰上）

第 2 号様式（第 7 条第 1 項）

（平 3 0 規則 2 9 ・追加、令 4 規則 2 5 ・一部改正、令 8 規則 3 2 号・旧第 4 号様式繰上）

第 3 号様式（第 7 条第 2 項）

（平 3 0 規則 2 9 ・追加、令 4 規則 2 5 ・一部改正、令 8 規則 3 2 号・旧第 5 号様式繰上）

第 4 号様式（第 8 条第 1 項）

（平 3 0 規則 2 9 ・追加、令 4 規則 2 5 ・一部改正、令 8 規則 3 2 号・旧第 6 号様式繰上）

第 5 号様式（第 8 条第 2 項）

（平 3 0 規則 2 9 ・追加、令 4 規則 2 5 ・一部改正、令 8 規則 3 2 号・旧第 7 号様式繰上）